利水調整規程例（近畿農政局簡易版）

（水利使用規則の定めなし、用排水調整委員会の設置なし及び配水ブロックなしの地区用）

**〇〇土地改良区利水調整規程**

第１章　総則

（趣旨）

第１条　当該土地改良区における農業用水の調整については、この規程の定めるところによる。

（適用範囲）

第２条　この規程については、○○地区の用水受益地について適用するものとする。

（原則）

第３条　この土地改良区は、気象、水象、かんがい及び地域の営農の状況を勘案した上で、前条の地区内にある農用地につき耕作又は養畜の業務を営む者（以下「耕作者等」という。）への農業用水の供給を適正に行わなければならない。

第４条　耕作者等は、この規程により定められた配水計画に基づき、適切に農業用水を利用しなければならない。

第２章　配水計画

　（配水計画）

第５条　理事会は、この規程に基づき、毎年度、○月末実までに配水計画を定めるものとする。

２　前項の配水計画には次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　〇〇ため池（又は〇〇水路）における配水期間

二　問い合わせ先

（意見聴取）

第６条　理事会は、配水計画の策定に当たり、○月末日までに、耕作者等から聴き取り等を行い、翌年度の用水期間等についての意向を把握するものとする。

（周知）

第７条　理事長は、配水計画を定めたときは、速やかに、定款第６条による公告その他の方法により組合員に周知するものとする。

第３章　用水期間中の対応

　（渇水時等の対応）

第８条　渇水時等における通水制限等については、理事会が決定するものとする。

（問合せ先）

第９条　農業用水の利用の調整に関する問合せ先は、事務局とする。

附　則（令和〇年〇月○日議決）

この規程は、令和〇年〇月○日から施行する。

第５条第２項の規定に基づく配水計画（最低限の記載例）

**配水計画**

１．〇〇ため池（又は〇〇水路）における配水期間

　配水期間は〇月○日から〇月○日までとし、配水量は、河川の流況や天候等を勘案して決定することとする。

２．問い合せ先

　〇〇　〇〇　（電話　１２３４―５６―７８９０）

注意：上記の配水計画は毎年度、理事会で定めます。